后川果公報

平成 28 年 3 月 11 日

第 12883 号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

		○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同)	9
(森林管理課)	1	○農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告	
(同)	1	(農業政策課)	10
(同)	2	○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告	
種苗の平成28		(農業基盤課)	12
期間及び配布		○土地区画整理組合の理事就任公告 (都市計画課)	13
(水 産 課)	2	選挙管理委員会	
(道路整備課)	4	○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の	
(同)	4	請求の場合の署名者の最低数	13
(同)	5	○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理	
(同)	5	委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求	
		の場合の署名者の最低数	14
子化対策監室)	6	○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数	14
(経営支援課)	7	○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署	
(同)	8	名者の最低数	14
	(同) (同) 種苗の平成28 期間及び配布 (水 産 課) (道路整備課) (同 同) (同 同) (同 同) (経営支援課)	(同) 1 (同) 2 種苗の平成28 期間及び配布 (水 産 課) 2 (道路整備課) 4 (同) 4 (同) 5 (同) 5	 (森林管理課) 1 (同) 1 (同) 2 (農業政策課) (農業政策課) (農業政策課) (農業基盤課) (大産課) 2 (道路整備課) 4 (同) 4 (同) 4 (同) 5 (同) 5 (同) 5 (日) 6 (日) 7 (日) 7 (日) 8 (日) 9 (日) 9 (日) 10 (日) 2 (日) 2

石川県告示第107号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。 平成28年 3 月11日

示

告

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 保安林予定森林の所在場所 白山市瀬戸ネ2の10から2の14まで
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める 標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第108号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。 平成28年3月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 解除に係る保安林の所在場所

能美市吉原釜屋町カ1の1・1の10 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1の22、1の24、1の27・1の30・3の1・4の1・4の2 (以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、4の14、4の17、5の1・5の2 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県農林水産部森林管理課並びに能美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第109号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成28年3月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

金沢市不動寺町ハ119から121まで、138、ニ6、7、8の1、9、11、13、15の1、16、17、20、21の1、22から28まで、チ83、84、88、91、94

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める 標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第110号

石川県水産種苗配付規則(昭和31年石川県規則第32号)第3条の規定により、水産総合センターで生産するひらめ、くろだい、あわび、さざえ、あかがい、とりがい、あゆ、まごい、にしきごい、やまめ、かじか、ほんもろこ及びどじょうの各種苗の平成28年度配布予定数量、配布価格、配布予定期間及び配布申請期間を次のとおり定めた。

平成28年3月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

志賀事業所生産分

1 ひらめ

規格	酉己	布予定数量	配布	価格	配布予定期間	配布申請期間	備考	
△ E 100 mm th	ΛΕ100Η.Η 200.00	全長100mm内外 30		1尾 40円	200,000 1 2 40 11	平成28年6月1日から	平成28年4月1日から	协法田
至文100㎜內	7	300,000尾	1 尾 40円		同年7月31日まで	同年7月31日まで	放流用	
◇ E 90 b	u	1,000₽	1 8 000	平成28年6月1日から	平成28年4月1日から	美砖田		
全長80㎜内	1	1,000尾	1尾	80円	同年7月31日まで	同年7月31日まで	養殖用	

2 くろだい

規格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考	
♦ ΕΓΩ τη Μ	990,000 ⊟	290 000E 1 E 0 III		平成28年8月1日から	平成28年4月1日から	45.20
全長50㎜内外	220,000尾	1尾 9円	同年9月30日まで	同年9月30日まで	放流用	
◇ E F O th <i>M</i>	2,000 🗟	1 🗒 00 🖽	平成28年8月1日から	平成28年4月1日から	美砖田	
全長50㎜内外	3,000尾	1尾 30円	同年9月30日まで	同年9月30日まで	養殖用	

3 あわび

規格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考	
殼長16 ∼ 20mm	200 000 AEI	1個 20円	平成28年5月1日から	平成28年4月1日から	放流用	
放长10~2000	200,000個		同年10月31日まで	同年8月31日まで		
- 本 E 1 C 20	E 000 (EI	1 / 00 00	平成28年5月1日から	平成28年4月1日から	主动田	
殼長16 ∼ 20mm	5,000個 1個 30円		平成29年2月28日まで	平成29年2月28日まで	養殖用	

4 さざえ

規格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
体重7g内外	1 0001	1.1. 4.000[]	平成28年9月1日から	平成28年4月1日から	44.24.0
(殼高30mm内外)	1,000kg	1 kg 4,800円	同年10月31日まで	同年8月31日まで	放流用

5 あかがい

規格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
北巨 0 力 N	200 000 (FF	1 (11)	平成28年8月1日から	平成28年4月1日から	
殼長2 mm内外	200,000個	1個 1円	同年9月30日まで	同年9月30日まで	

6 とりがい

規 格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
却居10 以1.	25.000個	1 / 90 0	平成28年6月1日から	平成28年4月1日から	羊は田
殼長10mm以上	35,000個	1個 30円	同年8月31日まで	同年6月30日まで	養殖用

備考 配布価格は、志賀事業所渡し価格とする。

美川事業所生産分

1 あゆ

規 格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
化壬二 中国	1 (00)	11 0.000	平成28年4月1日から	平成28年4月1日から	
体重 5 g内外	1,600kg	1 kg 2,900円	同年7月31日まで	同年5月31日まで	

備考 配布価格は、美川事業所渡し価格とする。

内水面水産センター生産分

1 まごい

規格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
♦ ΕΓΩ Φ.Μ	47,000 E	1尾 8円	平成28年7月16日から	平成28年4月1日から	
全長50㎜内外	47,000尾	1 尾 8 円	同年10月31日まで	同年9月30日まで	
	4001	1 1 0000	平成28年4月1日から	平成28年4月1日から	
成魚	490kg	1 kg 800円	同年11月30日まで	同年11月15日まで	

2 にしきごい

規格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
	4.000 🗟	1 🖯 10 🖽	平成28年7月16日から	平成28年4月1日から	
全長50㎜内外	4,000尾	1尾 18円	同年10月31日まで	同年9月30日まで	

3 やまめ

	規格	ř	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
	7% HH 6	* 미터 회미 120.000년·		1.000粒 1.800円	平成28年11月1日から	平成28年9月1日から	
	発 眼 卵 130,000粒	130,000 <u>4v</u>	同年12月15日まで		同年11月15日まで		
	4壬11 1	F	40.000 B	1 🗆 10 🗆	平成28年4月1日から	平成28年4月1日から	
1	平里1.1 ~ 1 .	11.1~1.5 g 49,000尾	1尾 12円	同年5月31日まで	同年5月15日まで		

4 かじか

	規	格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
休日	重0つ。	. 02 ~	5.000尾	. 1屋 12円	平成28年7月1日から	平成28年4月1日から	
74-5	里.U.Z	~ 0.3 g	5,000/毛		同年8月31日まで	同年7月31日まで	
de s	壬〇2.	0 E ar	E3 000 🖹	1 E 15 E	平成28年8月1日から	平成28年4月1日から	
14-1	里0.5	~ 0.5 g	53,000尾	1尾 15円	同年10月31日まで	同年9月30日まで	

5 ほんもろこ

規格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考
3, 11H 10H 0 0 0 0 0 4.		1,000粒 400円	平成28年5月1日から	平成28年4月1日から	
発 眼 卵	9,000粒	1,000松 400円	同年6月15日まで	同年5月31日まで	
全長30㎜内外	E0.000 🗷	1尾 2円	平成28年7月1日から	平成28年4月1日から	
主文30㎜门外	50,000尾	1 尾 2 円	同年9月30日まで	同年8月31日まで	
拉加田如布	4 E 1	1 l 2 000 TI	平成28年4月1日から	平成28年4月1日から	
採卵用親魚	45kg	1 kg 2,000円	平成29年3月15日まで	平成29年2月15日まで	

6 どじょう

規格	配布予定数量	配布価格	配布予定期間	配布申請期間	備考	
♦ Ε1Ε Η	200,000 ₹	1 屋 2 田	平成28年6月16日から	平成28年4月1日から		
全長15㎜内外	200,000尾	1尾 3円	同年8月31日まで	同年7月31日まで		

備考 配布価格は、内水面水産センター渡し価格とする。

石川県告示第111号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。 なお、その関係図面は、平成28年3月11日から同月25日まで縦覧に供する。

平成28年3月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

吸 始 夕			道	路		の	区	域		関係図面の
路線名	変	更	0)	区	間		旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	縦覧場所
416号	小松市布橋町	J〜51	番2地	先から			旧	11.70 ~ 16.00	105.0	南加賀土木総合事務所
410 5	小松市布橋町	J~62	潘地先	まで			新	11.70 ~ 27.10	105.0	維持管理課

石川県告示第112号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示す る。

なお、その関係図面は、平成28年3月11日から同月25日まで縦覧に供する。

平成28年3月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の 縦 覧 場 所
	小松市布橋町へ51番2地先から		南加賀土木
416号	小松市布橋町へ62番地先まで	平成28年3月11日	総合事務所
	小松川州 102番地儿よし		維持管理課

石川県告示第113号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。 なお、その関係図面は、平成28年3月11日から同月25日まで縦覧に供する。

平成28年3月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の	区	域		関係図面の
田 脉 石	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	縦覧場所
輪島富来線	輪島市門前町二又川壱○六43番 1 地先から	IΒ	$5.00 \sim 23.50$	72.0	奥能登土木 総合事務所
押 句 亩 不 沝	輪島市門前町二又川壱○六45番1地先まで	新	5.20 ~ 31.50	72.0	維持管理課
"	輪島市門前町二又川壱○六45番 1 地先から	旧	$5.30 \sim 16.60$	95.0	"
<i>"</i>	輪島市門前町二又川壱○六46番1地先まで	新	$16.80 \sim 35.40$	95.0	,
"	輪島市門前町二又川こ3番1地先から	旧	$8.80 \sim 26.80$	277.0	,,
7	輪島市門前町二又川こ19番1地先まで	新	$12.70 \sim 28.90$	277.0	7
柏木穴水線	輪島市三井町洲衛は9番1地先から	旧	$22.73 \sim 24.46$	24.9	"
	輪島市三井町洲衛は7番1地先まで	新	$22.94 \sim 40.93$	24.9	//
五 十 洲	輪島市門前町五十洲参29番12地先から	旧	$11.30 \sim 22.50$	34.2	"
亀 部 田 線	輪島市門前町五十洲参29番1地先まで	新	$11.60 \sim 43.20$	34.2	,,

石川県告示第114号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。 なお、その関係図面は、平成28年3月11日から同月25日まで縦覧に供する。

平成28年3月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の
日 旅 石		一	縦覧場所
	 金沢市北間町ホ180番3地先から		県央土木
松任宇ノ気線	金沢市北間町ホ180番3地先まで	平成 28年 3月11日	総合事務所
	金沢巾北间町が180番3地元まで		維持管理課
	 輪島市門前町二又川壱○六43番1地先から		奥能登土木
輪島富来線	輪島市門前町二又川壱○六45番1地先まで	"	総合事務所
			維持管理課
"	輪島市門前町二又川壱○六45番1地先から	"	"
	輪島市門前町二又川壱○六46番1地先まで	"	"

1		l	
"	輪島市門前町二又川こ3番1地先から		"
<i>"</i>	輪島市門前町二又川こ19番1地先まで	,	"
拍卡点水组	輪島市三井町洲衛は9番1地先から		
柏木穴水線	輪島市三井町洲衛は7番1地先まで	″	"
五 十 洲	輪島市門前町五十洲参29番12地先から	平成28年3月12日	,
亀 部 田 線	輪島市門前町五十洲参29番1地先まで	一十	"

公 告

> 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成28年3月11日

石川県知事 谷 本 IE. 憲

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務名

石川県立児童生活指導センター給食業務委託

(2) 履行期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

(3) 履行場所

河北郡内灘町字大根布と543 石川県立児童生活指導センター内

(4) 業務内容

「石川県立児童生活指導センター給食業務仕様書」に記載のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契 約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成 9年石川県告示第581号)に基づき、平成27年度競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件のすべてに該当 するものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受け ていない者であること。
- (3) 県内に事業所を設置(設置予定を含む。)していること。
- (4) 過去5年以内に、国または地方公共団体における給食業務について実績を有し、確実に業務を遂行できる能力 を有していること。
- 3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類等を添えて提出し、入札参加資格の確認を受 けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと 認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間

平成28年3月11日(金)午前9時から同月17日(木)午後5時まで(石川県の休日を定める条例(平成元年 石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

イ 提出場所

河北郡内灘町字大根布と543

石川県立児童生活指導センター

ウ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。)

(2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成28年3月22日(火)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

- 4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付
- (1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問合せ先

〒920-0266 河北郡内灘町字大根布と543

石川県立児童生活指導センター

電話番号 076-286-3235 FAX番号 076-286-3432

(2) 交付期間

平成28年3月11日(金)午前9時から同月17日(木)午後5時まで(県の休日を除く。)

5 入札の日時及び場所

平成28年3月25日(金)午後1時30分

河北郡内灘町字大根布と543 石川県立児童生活指導センター 1階会議室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した額をもって 落札価格とするので、入札は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見 積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低 の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 8 入札に関する注意事項
 - (1) 入札に参加する者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札に参加する者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合 において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いは行わない。
- (4) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。
- 9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事 項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

11 入札保証金及び契約保証金

12 その他

詳細は、入札説明書による。

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規 模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のた め配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を 述べることができる。

平成28年3月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドン・キホーテ金沢コロナワールド店

金沢市無量寺町四丁目121番地1ほか38筆

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者

8 平成 28 年 3 月 11 日 (金曜日)

> ユニー株式会社 代表取締役 佐古 則男 愛知県稲沢市天池五反田1番地

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 大原 孝治 東京都目黒区青葉台2丁目19番10号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日

平成28年11月4日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,998平方メートル

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数

位置 縦覧による。

収容台数 150台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置 縦覧による。

収容台数 20台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置 縦覧による。

面積 95平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 縦覧による。

容量 17立方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 5箇所

位置 縦覧による。

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間
- 7 届出年月日

平成28年3月3日

8 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課

9 届出等の縦覧期間

平成28年3月11日から同年7月11日まで

10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成28年7月11日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規 模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のた め配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を

述べることができる。

平成28年3月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アビオシティ加賀

加賀市作見町ル25番1

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社凱コーポレーション

代表取締役 濱本 明博

加賀市塩浜町と39

ほか37者

(変更後) 有限会社ミスターランドリー

代表取締役 畑 利秋

加賀市黒瀬町オ166-25

ほか51者

3 変更の年月日

平成28年2月21日

4 変更する理由

テナント入替えのため

5 届出年月日

平成28年3月2日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び加賀市経済観光部商工振興課

7 届出等の縦覧期間

平成28年3月11日から同年7月11日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成28年7月11日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規 模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のた め配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を 述べることができる。

平成28年3月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アビオシティ加賀 加賀市作見町ル25番1
- 2 変更しようとする事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)位置 縦覧による。

収容台数 1249台

(変更後)位置 縦覧による。

収容台数 1084台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 縦覧による。

収容台数 201台

(変更後) 位置 縦覧による。 収容台数 122台

3 変更する年月日

平成28年6月1日

公共事業に伴う用地売買のため

5 届出年月日

4 変更する理由

平成28年3月2日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び加賀市経済観光部商工振興課

7 届出等の縦覧期間

平成28年3月11日から同年7月11日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成28年7月11日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、石川県農地中間管理 機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意 見書を提出することができる。

平成28年3月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設力	き等を受ける者	任州佐の記げなえぶルフしは
氏名又は名称	住 所	賃借権の設定等を受ける土地
吉本 豊一	能美市吉原町チ35	能美市吉原町17ほか3筆
田中 肇	能美市末信町イ70	能美市末信町丙7
作田 悟	能美郡川北町字与九郎島へ76	能美郡川北町字壱ツ屋73ほか2筆
有限会社 グリーン松任	白山市村井町1776	白山市米光町976ほか5筆
有限会社 くらた農産	白山市乙丸町 5	白山市剣崎町1423ほか10筆
農事組合法人 八束穂	白山市吉田町66	白山市吉田町1009-1ほか18筆
川村 秀行	河北郡津幡町字川尻カ239	河北郡津幡町字川尻は87ほか14筆
小泉 孝	河北郡津幡町字五反田イ28	河北郡津幡町字川尻ほ6-1
農事組合法人 末廣農産	かほく市上山田ソ75	河北郡津幡町字領家東11ほか1筆
森隆	金沢市大野町1丁目63	河北郡内灘町字向粟崎チ99-1ほか1筆
戸水 隆	金沢市大野町2丁目30	河北郡内灘町字向粟崎チ145-1ほか1筆
直江 勇一	金沢市窪2丁目153の1	河北郡内灘町字向粟崎チ82ほか1筆
今井 享好	金沢市大野町4丁目リ89	河北郡内灘町字向粟崎チ87ほか3筆
吉川 康信	金沢市大野町 5 丁目37	河北郡内灘町字向粟崎チ84-1ほか3筆
荒井 正彦	金沢市畝田中4丁目5-1	河北郡内灘町字向粟崎チ90ほか6筆
浜坂 康史	金沢市大野町4丁目ヲ28-1	河北郡内灘町字向粟崎チ153-1
池田 幸栄	羽咋市次場町ツ58	羽咋市次場町120ほか1筆

株式会社 JAアグリはくい	羽咋市四町と80	羽咋市滝町14ほか408筆
西村 英二	羽咋市柴垣町8-110-8	羽咋市滝町83ほか3筆
折戸 利弘	羽咋市滝町730-2	羽咋市滝町435ほか2筆
野崎 健二	羽咋市滝町825	羽咋市滝町299ほか4筆
曽福 美香	羽咋市寺家町12-1	羽咋市滝町50-1ほか11筆
竹津 敏浩	羽咋市滝町カ235	羽咋市滝町347ほか1筆
中條 勉	羽咋市滝町カ239-1	羽咋市滝町206ほか3筆
坂庄 忠良	羽咋市柴垣町18-147	羽咋市滝町4ほか9筆
合同会社 Red Earth Company	羽咋市柴垣町16-67-1	羽咋市滝町100ほか8筆
山田 賢一	羽咋市滝町785	羽咋市滝町81ほか68筆
有限会社 グリーン・ハート	羽咋市酒井町う53	羽咋市酒井町お34ほか209筆
猪俣 大	羽咋市酒井町未34	羽咋市酒井町な56ほか1筆
今井 勉	羽咋市酒井町午124	羽咋市酒井町る45ほか10筆
清水 征二	羽咋市酒井町モ51	羽咋市酒井町よ22ほか3筆
谷口 三男	羽咋市酒井町申9-2	羽咋市酒井町な35-1ほか31筆
能山 太喜久	羽咋市本江町リ63	羽咋市酒井町に11ほか37筆
平内 義博	羽咋市酒井町午17	羽咋市酒井町は41-2ほか13筆
平内 正明	羽咋市酒井町う52	羽咋市酒井町か36ほか1筆
森野 幸夫	羽咋市本江町ア2	羽咋市酒井町よ44-1ほか1筆
横浜 茂紀	羽咋市酒井町つ1	羽咋市酒井町へ3-1ほか20筆
菊澤 秋典	羽咋市酒井町申23甲	羽咋市酒井町に33ほか3筆
窪田 英昭	羽咋市酒井町申4	羽咋市酒井町か42ほか5筆
小谷 満義	羽咋市酒井町モ104	羽咋市酒井町る56-1ほか1筆
松本 安雄	羽咋市酒井町未5	羽咋市酒井町よ2ほか3筆
清水 俊雄	羽咋市酒井町む 9	羽咋市酒井町つ33ほか12筆
清水 信一郎	羽咋市酒井町モ59	羽咋市酒井町わ76-1ほか21筆
田中 幸一	羽咋市酒井町未4	羽咋市酒井町へ45ほか11筆
平内 和雄	羽咋市酒井町戌1	羽咋市酒井町ね27ほか4筆
澤田 英三郎	羽咋市本江町ナ25-1	羽咋市本江町へ32ほか3筆
寺井 忠	羽咋市本江町カ11	羽咋市本江町ト33ほか2筆
寺井 順次	羽咋市本江町リ122	羽咋市本江町リ75-2ほか8筆
寺本 修一	羽咋市本江町カ21	羽咋市本江町リ78-2ほか21筆
原田 外雄	羽咋市本江町ナ2甲地	羽咋市本江町チ57ほか24筆
有限会社 フロンティアはら	羽咋市本江町84	羽咋市本江町ハ9ほか20筆
有限会社 北陸農産	羽咋市本江町リ19-1	羽咋市本江町ト63ほか1筆
山辺 貞夫	羽咋市本江町子40	羽咋市本江町ホ6ほか18筆
吉田 一郎	羽咋市本江町マ30-1	羽咋市菱分町ト45-1ほか8筆
岩本 強	羽咋市本江町リ1	羽咋市本江町チ17ほか20筆
岩本 誠一	羽咋市本江町ツ9	羽咋市本江町ト45ほか6筆
原田 清孝	羽咋市本江町ツ13	羽咋市本江町へ11-2ほか7筆
原田 慶太郎	羽咋市本江町ナ2	羽咋市本江町チ2-2ほか1筆
山崎 昭雄	羽咋市本江町ツ3	羽咋市本江町ト5ほか9筆
山本 真世	羽咋市本江町28	羽咋市本江町204ほか1筆
楠茂俊	羽咋市本江町ヌ30	羽咋市本江町リ141
中村 悟	羽咋郡宝達志水町敷波22	羽咋郡宝達志水町荻島い47ほか3筆
西野 貴美子	羽咋郡宝達志水町御舘口37	羽咋郡宝達志水町上田9-29ほか4筆
上牧 正明	羽咋郡宝達志水町門前口18	羽咋郡宝達志水町上田9-8ほか7筆

中西 弘徳	羽咋郡宝達志水町御舘口36	羽咋郡宝達志水町上田9-26ほか2筆
山崎 栄治	羽咋郡宝達志水町小川ハ17	羽咋郡宝達志水町今浜ラ139ほか88筆
農事組合法人 酒見営農組合	羽咋郡志賀町酒見松田266-1	羽咋郡志賀町酒見河原34-1ほか309筆
藤井 外茂次	羽咋郡志賀町酒見寺家27	羽咋郡志賀町酒見イ32ほか167筆
江藤 初雄	羽咋郡志賀町酒見新堂5	羽咋郡志賀町酒見島田81ほか106筆
川通 春光	羽咋郡志賀町酒見松田10	羽咋郡志賀町酒見新堂131-1ほか3筆
堀口 栄	羽咋郡志賀町酒見寺家35	羽咋郡志賀町酒見大坪3ほか7筆
農事組合法人 ファーム給分	羽咋郡志賀町給分ホ39	羽咋郡志賀町給分甲138ほか179筆
農事組合法人 中浜	羽咋郡志賀町中浜ヲ68乙地	羽咋郡志賀町中浜い3ほか140筆
山口 英一	羽咋郡志賀町二所宮ソ30	羽咋郡志賀町二所宮120
須間 伸一郎	羽咋郡志賀町大島耕3-3	羽咋郡志賀町大島改84
農事組合法人 たなかふぁーむ	七尾市佐味町28-67	七尾市佐味町カ15-1ほか6筆
農事組合法人 なたうち	七尾市中島町上畠6-26	七尾市中島町北免田い57-1ほか744筆
農事組合法人 はんにゃの	七尾市般若野町へ24	七尾市般若野町壱72ほか307筆
農事組合法人 めだかの里	七尾市中島町上町ヲ58	七尾市中島町上町丙8-1ほか269筆
株式会社 熊木川ナチュラル		
ファーム	七尾市中島町上町ヨ2	七尾市中島町上町畠14ほか16筆
福田 浩	七尾市白浜町11-62	七尾市白浜町2-1ほか46筆
福田教導	七尾市深見町タ3甲地	七尾市深見町弐52ほか40筆
福田 純也	七尾市深見町タ3甲地	七尾市深見町五20ほか8筆
小川 守	鹿島郡中能登町芹川4-2	鹿島郡中能登町芹川ほ6-1ほか106筆
中井 厚明	鹿島郡中能登町芹川チ113	鹿島郡中能登町芹川へ89ほか2筆
農事組合法人 能登花見月	鹿島郡中能登町花見月丁31	鹿島郡中能登町花見月丁1ほか4筆
農事組合法人 モロオカエーシ	松卢十明光时光了05 010 0	
_	輪島市門前町道下25-212-2	輪島市門前町道下わ104番ほか1筆
有限会社 ファーマー	輪島市門前町内保サー51	輪島市門前町内保112番ほか1筆
合同会社 菜夢来	羽咋郡志賀町米町夕の28番地1	鳳珠郡穴水町字山中へ103番ほか1筆
アジア農業 株式会社	鳳珠郡能登町字当目60字33番地	鳳珠郡穴水町字波志借は57番ほか12筆
有限会社 ワールドファーム	茨城県つくば市谷田部3395番地1	鳳珠郡能登町字白丸439番ほか28筆
農事組合法人 SKYファーム	鳳珠郡能登町字神和住ヌ部36番地	鳳珠郡能登町字柳田ナ部5番1ほか26筆
辻浦 芳一	鳳珠郡能登町字国光八部62番地	鳳珠郡能登町字国光1字19番1ほか5筆
皆口 英樹	珠洲市正院町岡田10-1-1	珠洲市正院町飯塚19部69番ほか8筆

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

石川県農林水産部農業政策課

(2) 縦覧期間

平成28年3月11日から同月24日まで

3 意見書の提出先

石川県農林水産部農業政策課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を平成28年3月14日から同年4月12日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服があ

る者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定により、県を被告として(県を代表する者 は、知事となる。)、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取 消しの訴えを提起することができる。

平成28年3月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦覧場所
	県営ほ場整備事業	日帯上地本ウ東米本田社画書の写し	津幡町産業建設部
倉 見 地 区	(耕作放棄地防止型)	県営土地改良事業変更計画書の写し	農林振興課

土地区画整理組合の理事就任公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事が就任 した旨の届出があった。

平成28年3月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

白山市横江町土地区画整理組合 就任した理事

	氏	名		住所	就任年月日
宮	西	市	雄	白山市横江町163番地	平成28年3月1日
Ш	西	則	夫	白山市横江町145番地	"
北	村	亮	三	白山市横江町187番地	"
宮	田		勉	白山市横江町165番地	"
宮	子	清	孝	白山市横江町12番地	"
清	水	勇	_	白山市横江町171番地	"
宮	本	明	雄	白山市横江町103番地	"
竹	本	清	_	白山市横江町33番地	"
清	水	良	孝	白山市横江町186番地	"
江	田	良	昭	白山市横江町131番地	"
竹	中		衛	白山市横江町179番地	"
清	水	秀	信	白山市横江町166番地	"
西	田	昌	喜	白山市横江町152番地	"
大	本		弘	白山市横江町181番地	"
横	Щ		透	白山市横江町137番地	"
横	Щ	秀	治	白山市横江町153番地	"
松	田	錦	_	白山市横江町215番地	"
清	水		弘	白山市横江町167番地	"
宮	下	祐	幸	白山市横江町37番地	"

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の 1の数(県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。 平成28年3月11日

石川県選挙管理委員会

18,786人

石川県選挙管理委員会告示第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

平成28年3月11日

石川県選挙管理委員会

217,413人

石川県選挙管理委員会告示第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

平成28年3月11日

石川県選挙管理委員会

	選	挙	区	名		最 低 署 名 者 数
金	沢	市	選	挙	区	122,486人
七	尾	市	選	挙	区	15,461人
小	松	市	選	挙	区	28,899人
輪	島	市	選	挙	区	8,206人
珠	洲	市	選	挙	区	4,564人
加	賀	市	選	挙	区	19,197人
羽	咋 市	羽咋	郡南部	選 挙	区	10,260人
か	ほ	<	市 選	挙	区	9,368人
白	山	市	選	挙	区	30,102人
能	美市	方 能	美 郡	選挙	区	14,492人
野	々	市	市 選	挙	区	13,464人
河	北	郡	選	挙	区	17,148人
羽	阼	郡 北	部道	選 挙	区	6,200人
鹿	島	郡	選	挙	区	5,144人
鳳	珠	郡	選	挙	区	8,112人

石川県選挙管理委員会告示第18号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

平成28年3月11日

石川県選挙管理委員会

217,413人